

一般財団法人世田谷トラストまちづくり職員給与規程

平成18年4月1日
世トま規程第8号

第1章 総則

(通則)

第1条 一般財団法人世田谷トラストまちづくり（以下「財団」という。）の職員の給与に関しては、この規程の定めるところによる。ただし、財団の要請に応じ、財団の業務に従事する世田谷区職員（派遣職員）の給与に関し、世田谷区と財団との間において締結した協定に基づく事項については、この限りでない。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第14条第1項に規定する契約期間を超えない期間を定めて雇用したものに係る給与に関する事項は、別に定めるものとする。

3 臨時に雇用する者の給与は、理事長が職員の給与との均衡を考慮して別に定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当とする。

- (1) 扶養手当
- (2) 管理職手当
- (3) 地域手当
- (4) 住居手当
- (5) 通勤手当
- (6) 超過勤務手当
- (7) 休日給
- (8) 管理職員特別勤務手当
- (9) 期末手当
- (10) 勤勉手当

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まない。

(給与の支給方法)

第3条 給与は、通貨で直接職員に支給しなければならない。ただし、職員から申出のある場合は、口座振替の方法により支給することができる。

2 前項の給与の支給のさい、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により、給与から控除する金員があるときは、理事長はこれを控除して支給することができる。

(給与の支給日)

第4条 給与（期末手当及び勤勉手当を除く。以下本条において同じ。）の支給日は、毎月15日とする。ただし、月の初日以外の日に職員となった者の当該職員となった月の支給日は、その月の末日までとする。

2 前項に規定する支給日が、日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する

法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前項の支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

（期末手当及び勤勉手当の支給日）

第5条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、そのつど理事長が定める日とする。

第2章 給料

（給料の意義及び給料表）

第6条 給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

- 2 給料は月額とし、別表第1に定める給料表による。

（給料の決定）

第7条 職員に適用される給料表の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合いを考慮し、別表第2に定める基準により決定する。

- 2 新たに職員となった者の給料月額は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第3に定める初任給基準表に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎とし、その者の属する職務の級に昇格したものとした場合に別表第4のうち1及び2に定める基準により得られる号給とする。
- 3 職員が一つの職務の級から上位の級に昇格させる場合及び下位の級に降格させた場合における給料月額は、別表第4に定める基準による。
- 4 この規程により難いと認められるときは、世田谷区の職員の例により理事長が決定する。

（昇給の基準）

第8条 職員の昇給は、理事長が定める日に、同日前で理事長が定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。
- 3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 4 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 5 本条の規定の実施について必要な基準は、理事長が定める。

（昇給の時期）

第9条 前条に規定する昇給の時期は、原則4月1日とする。

（給料の支給方法）

第10条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、給料月額を月1回に支給する。

- 2 新たに職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給

等により給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 第2項または第3項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(解雇時の給料支給の特例)

第11条 職員が組織の改廃その他やむを得ない業務上の事由により解雇された場合には、その月の給料全額を支給する。

第3章 諸手当

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対し支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 心身の著しい障害により、将来にわたって労務に携わることができない者

- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる者 13,700円

(2) 前項第2号に掲げる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る）
13,700円

(3) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち2人（前号に該当する扶養親族を有する場合にあつては1人）までのもの 6,000円

(4) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち前2号に該当するもの以外のもの 6,000円

- 4 扶養親族たる子（第2項第2号に掲げる子に限る。以下同じ。）のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（同項第2号に該当する子がある場合にあつては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数）を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 新たに職員になった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにそのことを

証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（管理職手当）

第14条 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものについては、その特殊性に基づいて、管理職手当を支給する。

2 前項各号に掲げる者に対しては、超過勤務手当及び休日給は支給しない。

3 管理職手当を受ける職員が月の初日から末日までの全勤務日にわたって勤務しなかった場合は、当月分の管理職手当を支給しない。

- 4 月の初日以外の日において、管理職手当の支給を開始若しくは停止すべき理由が生じたとき、又はその額に変更を生じたときの当該手当の支給については、第10条第4項の規定を準用する。この場合において、同条中「給料」とあるのは「管理職手当」と読み替えるものとする。
- 5 管理職手当の額は、その者が属する職務の級における最高の号給の給料月額100分の25を超えない範囲内の額とする。
- 6 管理職手当の支給を受ける者の範囲、支給額、支給方法その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(地域手当)

第15条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の範囲内とする。
- 3 地域手当の支給については、給料支給の例による。

(住居手当)

第16条 世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員（理事長が別に定める住宅に居住する職員を除く。）のうち、自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額27,000円以上の家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っているもの。

- 2 住居手当の月額は、前項に規定する職員にあつては8,300円とする。ただし、満27歳に達する日以後の最初の4月1日～満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては9,300円をその額に加算した額とする。
- 3 住居手当の支給に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第17条 次の各号に掲げる職員に対しては、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が認める職員以外の職員であつて、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）
- (2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他の交通の用具等（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

(通勤手当の額)

第18条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前条第1号に掲げる職員 その者の支給対象期間（6箇月を超えない範囲内で理事長が定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超える時は、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額。

(2) 前条第2号に掲げる職員 別表第5に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額。

(3) 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額。

2 前条に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(超過勤務手当)

第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 休日（一般財団法人世田谷トラストまちづくり職員就業規程（平成18年4月1日世トま規程第5号。以下「就業規程」という。）第37条第1項に規定する日をいう。以下同じ。）（第20条第2項ただし書の規定により休日給を支給しないとされる日を除く。）における勤務100分の135

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の125

2 前項に定める勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び住居手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に就業規程第37条第1項第2号に規定する日（土曜日に当たる日を除く。）及び第3号に規定する日（日曜日に当たる日及び土曜日に当たる日を除く。）の合計した数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

3 就業規程第36条第2項の規定により週休日を他の勤務日に振替えたとき（以下「振替日」という。）は、超過勤務手当を支給しない。

(休日給)

第20条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

- 2 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、就業規程第37条第2項の規定により、理事長が休日の勤務に替えて、職員に他の勤務日に振替える場合（以下「代休日」という。）には、休日給を支給しない。

（振替等期間及び指定期間）

第20条の2 第19条第3項又は前条第2項但し書により職員に振替日又は代休日を与える場合は、原則として当該週休日に属する週内とする。ただし、職務の都合等によりこれによりがたい場合は、勤務を命じられた週休日を起算日として、前4週間又は後8週間以内とする。

- 2 前項但し書により、当該週休日後に振替日を与えられた場合には、勤務を命じられた週休日の勤務時間1時間当りの給与額に、100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第20条の3 第14条第1項に掲げる職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、就業規程第36条第2項又は第37条第2項の規定により理事長が週休日又は休日の勤務に替えて職員に他の勤務日を免除した場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

- 2 前項本文に規定する場合のほか、第14条第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、第1項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない額とする。

ただし、勤務に従事する時間が6時間を超える場合は、これらの額にそれぞれ100分の150を乗じて得た額とする。

- 4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（月60時間を超える超過勤務手当等の支給割合）

第20条の4 第19条第1項及び第20条の2第2項による勤務時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を超過勤務手当又は休日給として支給する。

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 第19条第1項第1号及び第2号における割合 | 100分の150 |
| (2) 第20条の2第2項における割合 | 100分の50 |

（期末手当）

第21条 職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならない、理事長がそのつ

ど定める基準により期末手当を支給するものとする。

(勤勉手当)

第22条 職員に対しては、理事長がそのつど定める基準により勤勉手当を支給することができる。

第4章 補則

(給与の減額)

第23条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、就業規程第42条に定める特別休暇を受ける場合及び理事長が別に定める場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第19条第2項に規定する勤務1時間当りの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間のものを直近の給与支給の際行うものとする。

(時間の計算)

第24条 第19条及び前条における時間の合計に1時間未満の端数がある場合には、その端数が30分以上のときは、1時間とし、30分未満のときは切捨てる。

(欠勤者等の給与)

第25条 欠勤者又は休職者の給与については、第23条に定める場合を除くほか、別表第6に定めるところによる。

2 就業規程第45条の規定により育児休業中の職員には、その育児休業の期間中いかなる給与も支給しない。

(端数計算)

第26条 給与の支給にあたり、最終確定金額に1円未満の端数が生じた場合は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年3月31日法律第61号）第2条第1項の規定に基づき、これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月28日世トま規程第19号）

(施行期日)

1 この規程は、平成19年1月1日から施行する。

ただし、第12条第3項（4）、第14条第1項および第4項は、同年4月1日から施行する。

(平成19年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成19年3月に支給する期末手当の額は、給与規程により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において、「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成18年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養

- 手当、地域手当、住居手当の月額合計額に100分の0.41を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成18年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.41を乗じて得た額
- (3) 平成18年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.41を乗じて得た額

附 則（平成19年12月28日世トま規程第22号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日世トま規程第24号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年1月1日から施行する。

付 則（平成21年3月2日世トま規程第25号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年12月25日世トま規程第33号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年1月1日から施行する。
（平成22年3月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成22年3月に支給する期末手当の額は、給与規程により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において、「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 平成21年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当の月額合計額に100分の0.38を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.38を乗じて得た額
- (3) 平成21年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の

0.38を乗じて得た額

附 則（平成22年 3月31日世トま規程第34号）
（施行期日）

1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則（平成22年12月13日世トま規程第40号）
（施行期日）

1 この規程は、平成23年 1月 1日から施行する。

（平成23年 3月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成23年 3月に支給する期末手当の額は、給与規程により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において、「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成22年 4月 1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当の月額合計額に100分の0.30を乗じて得た額に、同年 4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4月 1日から日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成22年 6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.30を乗じて得た額

（3）平成22年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.30を乗じて得た額

附 則（平成23年12月21日世トま規程第43号）
（施行期日）

1 この規程は、平成24年 1月 1日から施行する。

（平成24年 3月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成24年 3月に支給する期末手当の額は、給与規程により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において、「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成23年 4月 1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当の月額合計額に100分の0.20を乗じて得た額に、同年 4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4月 1日から日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じ

て得た額

- (2) 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.20を乗じて得た額
- (3) 平成23年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.20を乗じて得た額

附 則 (平成24年3月27日世トま規程第46号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。
(平成25年3月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成25年3月に支給する期末手当の額は、給与規程により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において、「調整すべき額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成24年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当の月額合計額に100分の0.19を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成24年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額
 - (3) 平成24年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第16条の第1項及び第2項の改正規定並びに次項、附則第3項の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日において、この規程による改正前の職員の給与に関する規程(以下「改正前の規程」という。)第16条第1項に該当し、住居手当の支給を受けていた職員であって、平成26年4月1日以後も引き続き同項に掲げる職員(この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第16条に掲げる職員を除く。)のいずれかに該当するものその他これらに準ずる職員については、平成26年4月1日から平成29年3月

31日までの間は、改正後の規程第16条の規定にかかわらず、住居手当を支給する。

3 前項の規定により支給する住居手当の月額、改正後の規程第16条の規定にかかわらず、次の第1号に掲げる額とする。

(1) 平成26年4月1日以後に改正前の規程第16条に該当するもの 次の表の

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	6,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	4,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	2,000円

左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる額

(施行日前の異動者の号給の調整)

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において必要な調整を行うことができる。

(平成26年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成26年3月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第21条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成25年4月1日（同月2日から平成26年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成25年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、（改正後の規程第12条の2第2項に規定する財団規則で定める額を除く。）を乗じて得た額

(2) 平成25年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.14を乗じて得た額

(3) 平成25年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.14を乗じて得た額（委任）

6 附則第2項及び第3項に定めるもののほか、住居手当の支給に係る経過措置に関し必要な事項は、理事長の承認を得て財団規則で定める。

7 附則第4項から第5項までに定めるもののほか、この規程（住居手当の支給に係る経過措置に関する規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成26年12月15日世トま規程第54号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第6条の第2項の改正規定は平成26年4月1日から適用する。
- 2 新規程を適用する場合には、旧規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の規程の規定は平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払い)

- 2 新規程を適用する場合には、旧規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の規程の規定は平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払い)

- 2 新規程を適用する場合には、旧規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の内払いとみなす。

別表第 1 (第 6 条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	141,500	168,600	196,100	218,000	—	255,100	283,300	336,600
2	142,600	170,400	197,500	219,900	—	257,200	285,400	339,200
3	143,700	172,200	199,100	221,900	—	259,100	287,600	341,700
4	144,800	173,900	200,500	223,900	—	261,400	289,700	344,500
5	146,100	175,700	202,100	225,900	227,800	263,400	292,100	347,000
6	147,200	177,400	203,500	228,000	229,700	265,500	294,500	349,600
7	148,300	179,100	205,200	230,000	231,800	267,600	297,000	352,400
8	149,300	180,900	206,600	232,100	233,700	270,000	299,400	355,100
9	150,500	182,800	208,200	234,000	235,700	272,100	301,800	357,600
10	151,500	183,900	210,000	236,100	237,700	274,600	304,400	360,400
11	152,600	185,100	211,900	238,000	239,800	276,700	306,700	363,000
12	153,600	186,300	213,800	239,900	241,900	278,900	309,000	365,600
13	154,900	187,500	215,800	242,000	243,800	280,900	311,700	368,300
14	156,100	188,900	218,000	244,100	245,800	283,400	314,200	371,000
15	157,400	190,300	220,100	246,400	248,100	285,800	316,700	373,900
16	158,600	191,800	222,100	248,400	250,000	288,200	319,100	376,600
17	159,900	193,000	223,900	250,400	252,100	290,500	321,700	379,500
18	162,000	194,400	225,900	252,700	254,200	293,000	324,100	382,200
19	164,200	195,900	228,000	254,900	256,300	295,300	326,500	385,200
20	166,200	197,300	229,800	257,000	258,500	297,700	329,100	387,900
21	168,300	198,700	231,600	259,100	260,700	300,100	331,700	390,800
22	170,100	200,300	233,500	261,400	262,800	302,600	334,200	393,700
23	171,900	201,900	235,700	263,500	264,800	305,100	336,700	396,500
24	173,600	203,700	237,800	265,700	267,200	307,500	339,300	399,300
25	175,400	205,500	239,700	268,100	269,400	309,800	341,700	402,200
26	177,200	207,200	241,700	270,600	271,500	312,600	344,300	405,200
27	179,100	209,000	243,700	272,600	273,700	315,000	346,900	408,100
28	180,900	210,900	245,700	274,700	275,900	317,600	349,400	411,100
29	182,700	212,700	247,600	277,000	278,200	320,100	351,900	414,100
30	183,700	214,600	249,800	279,300	280,400	322,900	354,400	417,200
31	184,900	216,600	251,600	281,500	282,700	325,400	357,000	420,200
32	186,100	218,500	253,800	283,800	285,100	328,100	359,600	423,300
33	187,200	220,600	255,600	286,000	287,200	330,400	362,200	426,200
34	188,400	222,400	257,600	288,200	289,700	333,100	365,000	429,300
35	189,500	224,500	259,400	290,300	292,000	335,600	367,600	432,000
36	190,800	226,500	261,400	292,500	294,300	338,200	370,500	434,800
37	192,300	228,400	263,100	294,700	296,500	340,700	373,000	437,700
38	193,500	230,200	265,300	296,900	299,200	343,200	375,700	440,600
39	194,700	232,300	267,400	299,200	301,500	345,700	378,300	443,200
40	195,900	234,100	269,500	301,300	303,800	348,200	381,000	446,000

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
41	197,200	236,000	271,600	303,300	305,900	350,900	383,900	448,400
42	198,500	237,900	273,300	305,500	308,300	353,600	386,700	450,700
43	199,700	239,700	275,200	307,800	310,500	356,100	389,600	452,800
44	201,300	241,600	277,200	310,100	312,700	358,400	392,300	455,000
45	202,800	243,400	278,900	312,500	314,800	361,100	395,100	457,200
46	204,500	245,200	280,800	314,600	317,300	363,700	398,100	459,200
47	206,000	246,900	282,900	316,800	319,700	366,200	400,900	461,200
48	207,700	248,800	284,700	318,900	322,100	368,900	403,500	463,000
49	209,300	250,500	286,500	321,000	324,700	371,300	406,200	465,000
50	210,800	252,400	288,300	323,300	326,800	373,700	408,700	466,600
51	212,400	254,200	290,100	325,600	329,100	376,100	411,600	468,200
52	214,200	256,000	291,900	327,700	331,300	378,500	414,100	469,800
53	216,100	257,900	293,800	329,900	333,300	380,700	416,700	471,400
54	217,900	259,800	295,600	331,900	335,500	383,100	418,900	472,700
55	219,700	261,600	297,300	333,800	337,900	385,400	420,500	474,100
56	221,600	263,300	299,200	335,900	340,000	387,600	422,500	475,500
57	223,300	265,100	300,900	337,800	342,100	389,800	424,400	476,700
58	225,100	266,800	302,800	339,800	344,300	392,000	426,000	477,900
59	226,700	268,700	304,500	341,700	346,400	394,100	427,700	479,100
60	228,500	270,500	306,300	343,700	348,800	396,400	429,600	480,200
61	230,300	272,000	308,100	345,500	350,800	398,500	431,200	481,400
62	232,000	273,700	310,000	347,300	352,800	400,400	432,700	482,400
63	233,700	275,400	311,500	349,200	354,900	402,200	434,000	483,300
64	235,500	277,100	313,400	351,000	357,200	404,000	435,300	484,300
65	237,200	278,900	314,900	352,800	359,300	405,900	436,600	485,400
66	238,800	280,700	316,400	354,600	361,400	407,300	437,800	486,400
67	240,200	282,400	317,800	356,000	363,300	408,700	439,100	487,400
68	241,700	284,100	319,500	357,500	365,200	410,100	440,200	488,400
69	243,200	285,800	321,000	359,300	367,200	411,800	441,100	489,300
70	244,600	287,500	322,300	360,800	369,200	413,000	442,000	490,200
71	246,100	289,200	323,800	362,200	371,100	414,400	442,600	491,000
72	247,700	291,100	325,400	363,600	373,000	415,400	443,500	491,800
73	249,200	292,600	326,900	365,000	374,900	416,600	444,000	492,600
74	250,700	294,200	328,300	366,100	376,600	417,300	444,700	493,400
75	252,200	295,900	329,800	367,200	378,000	418,300	445,300	494,100
76	253,700	297,400	331,500	368,300	379,400	419,200	445,800	494,900
77	255,400	299,000	332,900	369,400	380,800	419,900	446,200	495,500
78	256,900	300,100	334,200	370,300	382,200	420,600	446,800	496,200
79	258,600	301,300	335,500	371,200	383,500	421,500	447,200	496,900
80	260,100	302,600	336,700	372,100	384,700	422,200	447,600	497,600

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
81	261,500	304,000	337,900	373,000	386,100	423,100	448,000	498,200
82	263,000	305,300	338,900	373,900	387,300	423,600	448,300	498,800
83	264,600	306,500	339,800	374,900	388,700	424,300	448,700	499,300
84	266,000	307,700	340,800	375,700	390,000	424,800	449,300	499,900
85	267,300	309,100	341,800	376,500	391,300	425,300	449,800	500,400
86	268,900	310,200	342,800	377,200	392,400	425,800	450,300	501,000
87	270,400	311,200	343,800	377,900	393,400	426,100	450,800	501,600
88	271,800	312,200	344,800	378,800	394,400	426,400	451,400	502,200
89	273,100	313,300	345,700	379,600	395,300	427,000	452,000	502,700
90	274,500	314,200	346,500	380,200	396,300	427,400	452,500	503,200
91	275,800	315,000	347,400	380,900	397,200	428,000	453,100	503,800
92	277,000	315,900	348,100	381,600	398,000	428,500	453,700	504,400
93	278,200	316,800	348,700	382,300	398,700	429,200	454,300	504,900
94	279,300	317,600	349,200	382,900	399,400	429,700	454,700	505,300
95	280,600	318,500	349,900	383,600	400,200	430,200	455,200	505,800
96	281,800	319,300	350,400	384,300	400,900	430,800	455,800	506,200
97	283,000	320,100	350,900	385,000	401,700	431,400	456,300	506,700
98	284,100	320,700	351,500	385,700	402,400	432,000		507,200
99	285,100	321,200	352,100	386,400	403,100	432,600		507,700
100	286,100	321,500	352,600	387,000	403,700	433,100		508,200
101	287,200	321,900	352,900	387,600	404,200	433,600		508,600
102	288,100	322,400	353,300	388,200	404,800	434,000		509,000
103	289,000	323,000	353,800	388,800	405,400	434,600		509,500
104	289,900	323,500	354,300	389,400	406,100	435,200		509,900
105	290,700	324,000	354,700	389,900	406,600	435,600		510,400
106	291,500	324,500	355,200	390,400	407,200	436,100		510,800
107	292,100	324,900	355,600	391,000	407,800	436,500		511,300
108	292,800	325,400	356,000	391,500	408,400	437,000		511,800
109	293,500	325,900	356,400	392,100	408,900	437,500		512,200
110	294,100	326,400	356,900	392,600	409,500	438,000		512,700
111	294,700	326,800	357,300	393,200	410,100	438,400		513,100
112	295,400	327,200	357,700	393,700	410,600	438,900		513,600
113	296,200	327,500	358,000	394,200	411,200	439,200		514,100
114	296,800	327,900	358,500	394,700	411,700	439,600		
115	297,300	328,200	359,000	395,200	412,300	440,100		
116	297,900	328,600	359,300	395,800	412,900	440,500		
117	298,500	329,000	359,600	396,300	413,500	440,900		
118	298,900	329,400	360,000	396,900	414,100	441,400		
119	299,200	329,800	360,300	397,400	414,500	441,900		
120	299,700	330,200	360,600	398,000	415,100	442,400		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
121	300,200	330,600	360,900	398,500	415,600	442,800		
122		330,900	361,300	399,000	416,200			
123		331,300	361,600	399,500	416,800			
124		331,700	362,000	400,100	417,400			
125		332,000	362,400	400,500	417,900			
126		332,400	362,800	401,100	418,300			
127		332,800	363,200	401,700	418,900			
128		333,100	363,500	402,300	419,400			
129		333,500	363,900	402,700	419,900			
130				403,100	420,300			
131				403,500	420,800			
132				403,900	421,200			
133				404,200	421,600			
134				404,500	422,100			
135				404,900	422,600			
136				405,200	423,100			
137				405,500	423,500			
138				405,700	424,000			
139				406,100	424,500			
140				406,500	424,900			
141				406,800	425,300			
142					425,800			
143					426,200			
144					426,500			
145					426,800			
146					427,300			
147					427,800			
148					428,200			
149					428,600			

別表第2（第7条）
級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1. 主任の職務 2. 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	1. 係長又は主査の職務 2. 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務
5級	1. 総括係長の職務 2. 困難な業務を処理する係長又は主査の職務
6級	課長の職務
7級	1. 統括課長の職務 2. 極めて困難な業務を分掌する課長の職務
8級	1. 部長の職務 2. 重要な業務を所掌する統括課長の職務
9級	特に重要な業務を所掌する部長の職務

別表第3（第7条）
初任給基準

1 初任給基準表

職 種	学歴・免許	号 給	調整号数
事務及び技術職員	大学卒	1級29号給	+1号
	短大卒	1級17号給	+3号
	高校卒	1級5号給	+5号

備考

- (1) 調整号数欄に掲げる号数は、昇給時の調整号数を示す
- (2) 採用された者が、その職務について有用な経験を有する場合においては、その者の号給を次表に定める経験年数換算表により換算された年数1年につき、この表に定める号給の1号給上位の号給とすることができる。

2 経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率
官公庁（公団、公社等を含む。）の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10割
	その他のもの	8割
民間における企業体、団体等の職員とし	職務の種類が同種のもの	10割

での在職期間	その他のもの	8割
その他の期間		5割

備考 その他の期間の経験年数は、10年（換算5年）を限度とする。

別表第4（第7条）

昇格降格に関する基準

1 職員を上位の級に昇格させる場合は、次に掲げる表の基準による。

試験（選考）	職務の級				
	1	2	3	4	5
大卒程度	0	1	7	5	7
短大卒程度	0	3	7	5	7
高卒程度	0	5	7	5	7

2 職員を昇格させた場合の給料月額は、次の各号に定める給料月額とする。

- (1) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が、昇格した職務の級の最低の号給に達しないときは、その級における最低の号給
- (2) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が、次に掲げる表の号給に達しないときは、前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		22号給	17号給	21号給	16号給	21号給	19号給	20号給	15号給

- (3) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が、前号の表に規定する場合以上の号給である場合は、対応する号給の1号上位の号給

3 職員を降格させた場合におけるその者の給料月額は、次の各号に定める給料月額とする。

- (1) 降格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額の号給が降格した職務の級の号給にあるときはその号給
- (2) 降格した日の前日に受けていた給料月額が降格した職務の給の最高の号給に達せず、かつ、当該給与月額と同じ額の号給が降格した職務の級にないときは、直近下位の額の号給
- (3) 降格した日の前日に受けていた給料月額が降格した職務の級の最高号給を超えているときは、その最高号給

別表第5（第18条関係）

自転車等の片道の使用距離の区分	職員の区分	
	1	2以外の職員
5キロメートル未満	2,600円	3,900円

2 身体に障害を有する職員で理事長が定めるところにより通勤が困難であると認められるもの

5キロメートル以上 10キロメートル未満	3,000円	5,300円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	5,000円	8,100円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	7,000円	10,900円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	9,000円	13,700円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	11,000円	16,500円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	11,000円	19,300円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	13,000円	22,100円
40キロメートル以上	13,000円	24,900円

別表第6（第25条）

欠勤者又は休職者等の給与支給基準

	原因	給与支給基準
1 欠 勤	(1) 業務上の事由又は 通勤途上の負傷、疾 病による欠勤	給与の支給に替えて、職員就業規程の第10章 「災害補償」に定める休業補償を行う。
	(2) 業務外の負傷、疾 患による欠勤	欠勤した日から180日間は給与の全額を支給 し、180日間を超えるときは給与を支給しない
	(3) 結核性疾患による 欠勤	欠勤した日から1年は給与の全額を支給する
2 休 職 等	(1) 就業規程第19条第 1項第1号	休職期間が1年に達するまでは、給料、扶養手 当、調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の 80の額を支給し、1年を超えるときは、給与を 支給しない
	(2) 同第2号	給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれ ぞれ100分の60の額以内で理事長の定める額
	(3) 同第3号及び第4 号	理事長の定める額